

ケース	保有率	意味内容
a	5 %超	5 %超の上場株の株式市場外における買い付けはT O Bによることが原則。 ただし著しく少数の者からの買い付けであって1／3を超えない場合はT O Bの必要ないとされている。 5 %超を実質的に保有する者は「大量保有報告書」を提出する義務を負う。
b	1 0 %	1 0 %以上を保有する株主は、当該の企業の株式の売買について報告義務を負う。 1 0 %を保有された企業は、その事実が明白になったときに、臨時報告書により主要株主として届け出でることが要請されている。
c	2 0 %	2 0 %を保有すると、連結財務諸表上の関連会社として持分法を適用した連結財務諸表の作成が要請される。
d	2 5 %超	2 5 %超の株式を株式会社に保有されると、その大株主である株式会社の株式を所有しても議決権を行使できない。
e	1 / 3 超	株式市場外での1 / 3超の取得はT O Bによらなければならない。 1 / 3超の株式を保有された企業は、その株主の協力なしには株主総会の特別決議が不可能になる。定款の変更、営業譲渡がこれにあたる。 (したがって第三者割当増資など資本拡大の定款改定ができなくなる)
f	5 0 %超	親子関係が発生する。 普通決議に関しては完全な主導権を發揮できる。 親会社の監査役は営業内容の報告を求めることができ監査もできる。 子会社が保有する親会社の株式は一定期間に売却しなければならない。 (M&Aはおおむね完成)
g	2 / 3 超	ケースeに記載の特別決議が可能になり支配権は完全に握ることができる。 (M&Aは完了)
h	7 5 %超	東証上場の7 5 %超を少数特定者が保有した場合、上場廃止(猶予期間1年)
i	8 0 %超	大証・名証上場の8 0 %超を少数特定者が保有した場合、上場廃止(猶予期間1年)

注) T O B : Takeover Bid の略、株式公開買い付け

持分法：企業が連結財務諸表を作成する際に、連結子会社以外の会社であっても、企業グループ全体の業績に影響を与える「関連会社」や「非連結子会社」の状況も反映させるための会計方法。関連会社や非連結子会社の財務内容(=純資産、および損益)のうち、投資会社に帰属する部分を、連結子会社と同じように、連結という手続きを使わずに、簡易的に連結財務諸表に反映させる。